

# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

### ～ 卒業式の貸衣装でのトラブル ～

#### 《相談内容》

卒業式のため昨年末に貸衣装店で袴<sup>はかま</sup>を借りた。年明けに別の素敵な袴を他店で見つけたので、年末に借りた方をキャンセルしようとしたら、契約金額(5万円)の3割のキャンセル料を請求された。キャンセル料の説明はなかったし、高いので支払いたくない。

#### 《アドバイス》

卒業式などの門出には、一生の思い出を晴れ着で飾りたいものです。着物は高額。面倒な手入れや収納の都合などもあり、今では貸衣装店で借りることが多くなりました。

借りる場合、1年も前から予約が必要なこともありますが、相談のような理由のほか、「友人の衣装と似ているのが嫌」などの理由で予約後にキャンセルする場合も少なくありません。

貸衣装などのレンタル契約で、通常発生するキャンセル料は、時期(「契約後〇日経過後」とか「利用日の〇日前から」など)や金額などが貸衣装店によって異なります。また、契約後1週間程度のかかなり早い段階でキャンセルしても20～40%程度、利用日直前ならば100%の負担を求める例も見られません。

相談者には、契約が成立しており一方的なキャンセルはできないことを説明した上で、2ヶ月も前に取り止めたのだから減額して欲しいと、貸衣装店と交渉してはどうかと伝えました。

気に入った衣装を早く確保したいという気持ちは分かりますが、契約は口約束でも成立します。契約前に、キャンセル料などの契約内容をよく確認しておく必要があります。

また、衣装の受取時には、シミやほつれがないかを店の人と一緒にチェックするとともに、仮に汚してしまった場合のクリーニング代の負担などについても確認しておくとい良いでしょう。



## 生活情報ファイル

### ～ こころのケアが大切。多重債務で苦しむ人へ ～

昨年11月末、県内6箇所で開催した「多重債務無料相談会」を開催。相談には、弁護士や司法書士などとともに市町の消費生活相談員も参加。県内6会場を訪れた128人の多重債務者に面談、40人の電話相談に応じました。相談者は男性が92人でやや多く、年齢や職業も様々。吹き荒れる不況の波を反映してか、低収入や急激な収入の減少を訴える方からの相談が特に多くありました。弁護士・司法書士の法律専門家が相談者それぞれの事情を聞き、多重債務の解決方法を、具体的にアドバイスしました。

なお、昨年に続いて2回目となった今回の相談会場では、「こころのケア相談」も実施。消費者窓口と県の健康福祉局とが連携した初めての取組みでした。

今回は「こころのケア相談」を希望した24人に、医師、保健師、臨床心理士などが対応し、悩みをじっくり聞いたうえで、助言したり、保健所や精神保健福祉センターなどの相談機関への来所の勧奨、医療機関などの紹介を行いました。多重債務者は、債務の問題だけではなく、同時に健康や家庭などの様々な悩みを抱えている場合が多いため、今回の連携は有効な取組みであったと思います。

経済情勢や雇用情勢の急激な悪化の中で、自殺の社会的な要因となっている失業や倒産、多重債務問題が一層深刻化することが懸念されます。多重債務者が精神的に追い込まれることのないよう、相談や解決に当たる県や市町の消費生活相談窓口では、心の健康問題に取り組む保健所や精神保健福祉センターなどとも十分連携して、取り組んでまいります。

多重債務問題は必ず解決できます。悩んだ人を見つけたら、県や市町の相談窓口へ。

## ふとんの訪問販売事業者に3ヶ月の業務停止命令

平成21年1月22日、広島県は、業者名や販売目的を告げず家に上がるなどして訪問販売を行っていたふとん等の寝具販売業者（広島市中区）に対し、「特定商取引に関する法律」（昭和51年法律第57号。）に基づき、「訪問販売業務」の「業務停止命令」を行いました。

県や市町の消費生活相談窓口へ寄せられた相談は、34件（平成19年4月～平成20年11月）、同法による本県での業務停止命令は、昨年2月に続き2例目です。

業者名	トップアンビション株式会社 代表者：引宇根雅隆（ひきうね まさたか）
業務停止期間	平成21年1月23日から同年4月22日までの間（3箇月間）
業務停止の内容	法律に定められた指定商品（ふとん等）の販売勧誘、購入申込の受付、契約締結

※詳細は県ホームページ「消費生活」でご確認を。(URL: <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1232685759098/index.html>)

## くらしのまめちしき

### ～ 旅行者は注意！ 米国へ渡るには「ESTA」が必要 ～ 米国（アメリカ）の入国制度が変わりました



先月、米国では史上初の黒人（アフリカ系）大統領バラク・オバマ氏が就任。オバマ氏のメッセージといえば、“Change（変革）”です。

実は米国の入国制度も1月12日から“Change（変更）”されたことをご存知ですか。

今までは、観光など滞在期間が90日以内であれば、入国査証（ビザ）なしに入国が可能でしたが、今後は、ビザなしで米国に入国する際には、「ESTA」が必要。

ESTA（ESTA）とは、米国の電子渡航認証システム（Electronic System for Travel Authorization）の頭文字です。2001年の同時多発テロを受けて、保安上問題のある人物の入国を防ぐのが目的です。認証を受けなければ、入国はもちろん、航空機の搭乗すらできなくなります。

申請はインターネットで、専用のホームページからアクセスします。

⇒ **米国 CBP（税関国境警備局）** (URL: <https://esta.cbp.dhs.gov/>)

日本語の説明もありますが、英語で入力します。申請は無料（H20.1 現在）。

申請者の情報、パスポートの情報などを入力して質問に Yes No 方式で回答しますが、10分程度かかります。 ⇒ **日本語のヘルプ** (URL: [https://esta.cbp.dhs.gov/esta/WebHelp/helpScreen\\_ja.htm](https://esta.cbp.dhs.gov/esta/WebHelp/helpScreen_ja.htm))

インターネットが利用できない方や英語が不得手の方には旅行会社が入力代行をしてくれる場合があります。有料の場合もありますので、旅行会社に確認してください。

米国政府は、渡航までの72時間以内に申請を済ませるよう勧めています。

有効期間は、認証を受けてから2年間。（パスポートの有効期限が切れた場合は、その日まで。）渡航予定があれば申請すると良いでしょう。

**なお、類似のページを作って「手数料」等を要求するサイトもあるようですので、ご注意ください。**

観光や卒業旅行などで米国※に行かれる方、米国内の空港で乗り継ぎされる方ご注意ください。

※グアムやサイパン（北マリアナ諸島）・ハワイに渡航する際は？

グアム : グアム査証免除プログラム（15日以内の滞在）利用時は不要。

サイパン : 現行は不要（6月にESTAが導入される予定）。

ハワイ : 本土と同様ESTAが必要。

発行元: 広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先でご自由に変えていただいても構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）しても使用できます。